

## 第39回

### 本部町農業委員会総会議事録

1、開催日時： 平成29年9月26日(火)  
午後3時00分～午後5時00分

2、開催場所： 本部町役場(2-2会議室)

3、出席委員 (7人)

会 長 9番 知念 一義

委 員 1番 太田 守隆  
2番 渡久地 真吾  
3番 高良 久

5番 大城 清一  
6番 仲田 英夫  
7番 我那覇 隆

4、欠席委員 (0人)

5、議事日程

議案第195号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第196号 農地転用事業計画変更承認申請について(5条)

議案第197号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第198号 非農地証明願いについて

議案第199号 農用地利用集積計画(案)に係る意見決定について(貸借)

6、農業委員会事務局

事務局長 伊野波 盛二

農政班長 大 濱 兼 愛

7、会議の概要

議長

ただ今から第39回本部町農業委員会の総会を開催いたします。  
委員の出席について、事務局、報告をお願いします。

事務局 全員、出席しております。

議長 事務局の報告どおり、過半数以上が出席しておりますので、  
会議規則第11条の規定により本総会が成立することを報告します。

議長 会議規則第13条の規定により議事録署名員と書記の指名をしてよろしいで  
しょうか。  
(異議なし)

議長 異議がございませんので議事録署名員は7番委員と1番委員にお願いします。  
書記は事務局職員にお願いします。

議長 会議についてお諮りします。  
本日の総会は本日一日限りと致したいと思いますが、ご異議ございませんか。  
(異議なし)

議長 異議がございませんので、本日一日限りといたします。

議長 議案に入ります。

議長 議案第195号 農地法第3条の規定による許可申請について  
事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第195号 農地法第3条の規定による許可申請について  
上記のことについて、別紙のとおり申請書が提出されたので、  
農地法第3条の規定による許可及び同法施行規則第2条第1項の規定による  
農業委員会の可否の意見決定を求めます。

1ページ目をお開き下さい。今回の申請件数は1件です。  
番号1番 大堂112 登記現況共に、畑 面積220㎡  
大堂114-2 登記現況共に、畑 面積325㎡  
大堂221 登記現況共に、畑 面積500㎡  
大堂222 登記現況共に、畑 面積628㎡  
大堂223 登記現況共に、畑 面積510㎡  
大堂533-1 登記現況共に、畑 面積623㎡

譲渡人:南風原町在住M氏  
譲受人:本部町在住I氏  
売買による所有権移転  
添付資料説明

以上で説明を終わります。

議長 説明が終わりましたので審議に入ります。意見がありましたらお願いします。  
質問や意見がないようですので、進めてよろしいでしょうか。  
(異議なしの声あり)

議長 では、議案第195号について提案通り認めてよろしいでしょうか。  
(異議なしの声あり)

議長 異議なしとのことですので、議案第195号は可決致します。

議長 次に進みます。

議長 議案第196号 農地転用事業計画変更承認申請について(5条)  
事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第196号 農地転用事業計画変更承認申請について(5条)  
上記のことについて、別紙のとおり申請書が提出されたので、農地転用許可後の  
促進等に関する事務処理に基づき農業委員会の可否の意見を求めます。

事務局 1ページ目をお開き下さい。今回の申請件数は1件です。

番号1番 辺名地516-2 登記 畑 面積533㎡  
譲渡人:本部町在住N氏  
譲受人:本部町在住T氏  
転用目的:一般個人住宅  
転用理由:現在、借家住まいの住宅が老朽化しているため、転居しなければならず  
申請地を利用し、住宅を建設したい。  
計画通り事業を遂行できない理由:建設資金の都合により、建設が出来なかったため。  
添付資料説明

議長

説明が終わりました。審議に入ります。  
何か質問はありませんか。

ないようですので、進めても宜しいでしょうか。

(異議なしの声あり)

異議なしとのことですので、進めます。

議案第196号は提案通り認めてよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

異議なしとのことですので、議案第196号は可決いたします。

次に進みます。

議長

議案第197号 農地法第5条の規定による許可申請について議案といたします。  
事務局の説明をお願いします。

事務局

議案第197号 農地法第5条の規定による許可申請について  
上記のことについて、別紙のとおり申請書が提出されたので農地法第5条の規定による  
許可及び同法施行令第15条の規定による農業委員会の可否の意見を求めます。

1ページ目をお開き下さい。今回の申請件数は4件です。

番号1番 辺名地516-2 登記現況共に、畑 面積533㎡

譲渡人:本部町在住N氏

譲受人:本部町在住T氏

転用目的:一般個人住宅

転用理由:現在、借家住まいの住宅が老朽化しているため、転居しなければならず  
申請地を利用し、住宅を建設したい。

売買による所有権移転

添付資料説明

こちらの土地は以前別の方が申請を出していたのですが、建設資金の都合で  
今回の申請者が議案第196号と議案第197号の申請を出しています。

番号2番、3番は申請者が同じです。

番号2番 備瀬549 登記現況共に、畑 面積210㎡

譲渡人:本部町在住N氏

譲受人:本部町在住I氏

転用目的:宿泊施設等

転用理由:土地を有効活用するため、宿泊所を建設したい。

売買による所有権移転

添付資料説明

番号3番 備瀬551 登記現況共に、畑 面積599㎡

譲渡人:名護市在住H氏

譲受人:本部町在住I氏

転用目的:宿泊施設等

転用理由:土地を有効活用するため、宿泊所を建設したい。

売買による所有権移転

添付資料説明

番号4番 瀬底480 登記現況共に、畑 面積272㎡  
譲渡人:沖繩市在住U氏  
譲受人:那覇市在住I氏  
転用目的:一般個人住宅  
転用理由:現在、那覇市に住んでいるが本部町瀬底に移住するため  
住宅を建設したい。  
売買による所有権移転  
添付資料説明

以上で説明を終わります。

議長 説明が終わりました。審議の前に補足説明がありましたらお願いします。

6番委員 補足説明致します。  
番号1番は、説明でもあったように以前申請していて許可が下りているため  
プレハブ小屋とコンテナが置かれている状態でした。

番号2番、3番、4番は事前着工も無く問題はありませんでした。

補足説明は以上です。

議長 補足説明が終わりましたので、審議に入ります。  
質問や意見がありましたらお願いします。

議長 ないようですので、進めてよろしいでしょうか。  
(異議なしの声あり)  
異議なしとのことですので、議案第197号は提案通り認めてよろしいでしょうか。  
(異議なしの声あり)  
異議なしとのことですので、議案第197号は可決いたします。

次に進みます。

議長 議案第198号 非農地証明願いについて議案といたします。  
事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第198号 非農地証明願いについて  
上記のことについて、別紙のとおり証明願が提出されておりますので、農地法第2条に  
規定する農地又は採草放牧地でないことの、可否の意見を求めます。

1ページ目をお開き下さい。今回の申請件数は5件です。

番号1番 願出人:本部町在住S氏  
申請農地:崎本部1503 登記 畑 面積175㎡  
申請要旨:長い間放置していたため、雑草・雑木が繁茂しているため。  
所有者:願出者に同じ  
添付資料説明

番号2番 願出人:那覇市在住O氏  
申請農地:謝花73-1 登記 畑 面積1174㎡  
謝花562-1 登記 畑 面積197㎡  
謝花563 登記 畑 面積509㎡  
申請要旨:長い間放置していたため、雑草・雑木が繁茂しているため。  
所有者:願出者に同じ  
添付資料説明

番号3番 願出人:本部町在住T氏  
申請農地:健堅358 登記 畑 面積151㎡  
健堅373 登記 畑 面積212㎡

申請要旨:長い間放置していたため、雑草・雑木が繁茂し、  
畑として利用するのが困難であるため。

所有者:願出者に同じ  
添付資料説明

番号4番 願出人:名護市在住N氏

申請農地:辺名地837-1 登記 畑 面積1193㎡

申請要旨:少しみかんの木を植えたが育たず放置され、雑草・雑木が繁茂している。

所有者:願出者に同じ

添付資料説明

番号5番 願出人:本部町在住T氏

申請農地:大浜597-1 登記 畑、面積43㎡

申請要旨:長い間放置され、雑草・雑木が繁茂しているため。

所有者:願出者に同じ

添付資料説明

以上で説明を終わります。

議長 説明が終わりました。補足説明がありましたら、お願いします。

7番委員 補足説明致します。  
まず番号1番の土地は、雑草・雑木が繁茂し、その土地に行くまでの道が無く  
農地として利用するのは困難だと思います。

次に番号2番の土地は、写真でもわかるように農地として利用できるのではないかと  
思いました。こちらは皆さんの意見を聞きたいです。

次に番号3番の土地は、写真でもわかるように雑木が繁茂しており農地としての  
利用は困難だと思います。

次に番号4番の土地は、みかんの木が大きく育っており実も沢山なっていたため  
手入れをすれば使えるのではないかと思いました。  
こちらも皆さんの意見を聞きたいです。

次に番号5番の土地は、雑草・雑木が繁茂していて、面積も小さいので  
農地としての利用は困難だと思います。

補足説明は以上です。

議長 議案第198号の補足説明が終わりしましたので質疑に入ります。  
何か質問がありましたらお願いします。

7番委員 議案第198号の番号2番の謝花の土地については、  
まだ畑としての利用は出来ると思うので否決でいいと思います。

また、番号4番の辺名地の土地についてはみかんの木も育っており、手入れをすれば  
果樹園としての利用は出来ると思うのでこちらも否決でいいと思います。

議長 7番委員の説明があったとおり、  
議案第198号 番号2番および番号4番については畑としてすぐに使えると思いますので、  
こちらは否決で、また、それ以外は可決ということでよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

議長 では、議案第198号 非農地証明願いについては、  
番号2番、番号4番については否決、  
それ以外は可決と致します。

次に進みます。

議長 議案第199号 農用地利用集積計画(案)に係る意見決定について(貸借)  
議案と致します。

事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第199号 農用地利用集積計画(案)に係る意見決定について。(貸借)  
上記のことについて、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、  
別紙のとおり農用地利用集積計画を定めるにあたり、農業委員会の意見を求めます。

1ページ目をお開き下さい。今回の申請件数は3件です。

番号1番 並里118 登記現況共に、畑 面積875㎡  
並里119 登記現況共に、畑 面積1318㎡

利用権を設定する者:本部町在住T氏  
利用権設定を受ける者:本部町在住O氏  
利用目的:畑、10年間の使用貸借  
添付資料説明。

番号2番 並里311-1 登記現況共に、畑 面積1035㎡

利用権を設定する者:本部町在住O氏  
利用権設定を受ける者:本部町在住O氏  
利用目的:畑、10年間の使用貸借  
添付資料説明。

番号3番 備瀬763-1 登記現況共に、畑 面積1773㎡

利用権を設定する者:宜野湾市在住T氏  
利用権設定を受ける者:本部町在住T氏  
利用目的:畑、8年間の賃貸借。  
添付資料説明。

所有者はお亡くなりになっていますが相続人全員から同意をもらっています。

以上で説明を終わります。

議長 説明が終わりました。質問がありましたらお願いします。  
(異議なしの声あり)

議長 質問がないようですので、議案第199号は提案通り認めてよろしいですか。  
(異議なしの声あり)

異議なしとの事なので、議案第199号は可決致します。

本日の総会はこちらをもって閉会いたします。

閉会時間 17時00分

議事録署名員

1番 太田 守隆

7番 我那覇 隆

本部町農業委員会会長  
会長 知念 一義